平成２１年（フ）第２４１号
佐賀県伊万里市東山代町里393番地１
債務者　日浦　珠光（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２４３号
佐賀県伊万里市伊万里町甲784番地
債務者　石田　秀美
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２６１号
佐賀県伊万里市新天町538番地７
債務者　森　　了
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２６２号
佐賀県伊万里市新天町538番地７
債務者　森　　佳子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２６３号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1393番地１　上廿治住宅１―11号
債務者　小川奈緒美
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２６４号
佐賀県西松浦郡有田町中樽３丁目９番２号
債務者　小島　啓良
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１７７８号
札幌市清田区北野７条１丁目３番43号
債務者　新川　　悟
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９４号
札幌市手稲区前田９条18丁目１番10号
債務者　佐藤　礼子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４０１号
札幌市豊平区平岸１条２丁目７―25　アルルⅠ―303号、住民票上の住所札幌市白石区菊水３条５丁目２番２―204号
債務者　竹内　尚子（旧姓水口）
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４９４号
札幌市中央区南９条西11丁目１番５―508号
債務者　菅原　敏子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５９号
北海道千歳市末広２丁目９番16号
債務者　小林　和也
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５５号
札幌市東区北26条東17丁目２番27号　レ・クレージュ202号
債務者　千葉　　勉
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０１号
北海道恵庭市住吉町３丁目９番10―201号
債務者　青葉　啓記
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８０２号
札幌市西区八軒２条東２丁目２番１号　ルミエールウエスト101号室、住民票上の住所北海道恵庭市住吉町３丁目９番10―201号
債務者　青葉由香理（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８４４号
札幌市中央区南11条西12丁目１番28―405号
債務者　堤田　容子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８４９号
札幌市北区新琴似７条11丁目２番13―２号
債務者　山岡　雅彦
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８５５号
札幌市白石区北郷４条２丁目６番19号
債務者　森谷　房夫
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部